

セミナー・勉強会のご案内

【無料】
30名限定
1社2名まで

企業向けセミナー

インボイス制度と中小企業が気をつけるべき『独占禁止法・下請法』のポイント

今回は森岡先生にインボイス制度と、制度を理解するために必要な消費税の基礎知識をご説明いただき、インボイス制度実施後に外注先が免税事業者であるか否かで、会社の利益・キャッシュフローにどのような影響が生じ得るかを解説いただきます。



日時 令和5年 11月 18日(木) 14:00~16:00

場所 大阪国際ビルディング17階 1701室

講師



税理士 森岡 崇先生

- 森岡崇税理士事務所 所長
- 税理士 平成21年12月合格 (税理士登録番号115318)
- 近畿税理士会 所属
- WHYコンサルティング株式会社 代表取締役



弁護士 谷川 安徳

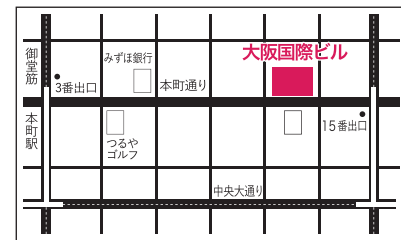
- 経歴
平成11年3月
立命館大学大学院法学研究科博士
前期課程修了
司法修習54期
平成13年10月
弁護士登録(大阪弁護士会)
- 役職等
民事調停官(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)
甲南大学法科大学院特別講師(H16.4~H21.3)
吹田市開発審査会・建築審査委員会(R3.4~) 等



弁護士 徳田 聖也

- 経歴
平成18年3月
同志社大学文学部卒業
平成21年3月
立命館大学法科大学院修了
司法修習新63期
平成22年12月
弁護士登録(大阪弁護士会)
- 講演歴
介護事業所向けセミナー
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」
融資を受けやすい事業計画書作成セミナー

会場 大阪国際ビルディング
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13



※申し込み書類は別送させていただきますが、お電話でもお申し込みをお受け致しますので、ご連絡頂ければ幸いです。



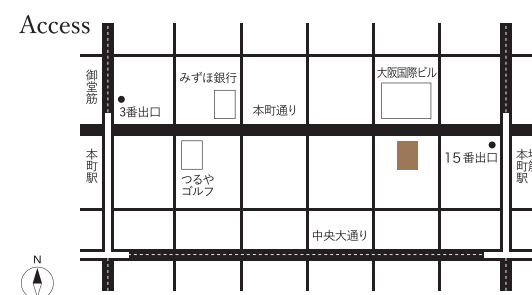
事務所ホームページからもお申し込み案内しております。

発行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安徳
弁護士 徳田 聖也

〒541-0053
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2023年
9月号

9月号コラム

インボイス制度と中小企業が気をつけるべき独占禁止法・下請法のポイント



弁護士 谷川 安徳

【1】はじめに

独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。

名前で誤解されがちですが、「独占を禁止する」法律ではなく、「競争の機能を妨げる行為を禁止する」法律が独占禁止法です。要するに、競争の結果としての独占状態は自由競争の中ではあり得ることで、そこまでは法律は禁止していません。

競争の機能が妨げられていない市場では、①事業者は、自らの創意工夫によって、より安く優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとしますし、②消費者は、ニーズに合った商品を選択することができ、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されることになるのです。

また、独占禁止法を補完する法律が下請法で、正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」です。この下請法では、「親事業者」「下請事業者」を資本の区分・取引内容によって定義し、下請事業者に対する親事業者の不当な取扱いを規制しています。

【2】独占禁止法の規制対象

独占禁止法が規制しようとしているのは、大きく分類すると、①競争停止、②他社排除、③搾取、④企業結合に分けられます(*この分類整理については、白石忠志「独禁法講義第9版」有斐閣を参照・引用しています)。

①競争停止

典型事例としては、かつての石油ショック時代の石油カルテル事件と言われるもので、競争者同士が合意して、競争を停止し、値段を一斉に引き上げるなどの行為をするものです。市場で競争の結果の恩恵を受けることが出来なくなるため、規制対象とされます。

②他社排除

①は、他の競争者と結託する行為ですが、②は他の競争者を排除して競争を避ける行為を規制するものです。具体的には、一定のシェアを有する部品メーカーAが、製品の製造者メーカーBに対し、Bの製品にすべて部品Aを使用した場合には、高額なキックバックを支払いすと約束するような場合です。このような他社排除行為が行われた場合には、B社はA社以外の製品を仕入れることがなくなるという弊害が生じます。



③ 搾取

③は銀行が融資先の中小企業に、融資との抱き合わせで金融商品を販売するような例です。独占的・優越的な地位にある者が、不必要にさらに独占による利益を獲得する結果を招くために、規制対象とされます。

④ 企業結合

企業結合の規制とは、同じ市場で一定のシェアを有する大企業同士の合併や株式取得（子会社化等）などの際に、これを無制限に許すと、①から③のような弊害が出るおそれがあることから、事前に規制を行なおうとするものです。

【3】 下請法の規制

下請法は、親事業者から下請事業者へと発注されている様々な委託業務に関し、親事業者の義務や禁止行為等を定める法律です。下請取引では、親事業者が下請事業者より優位な地位にあり、親事業者の正当な理由のない主張によって、下請代金の支払いが遅らされたり、不当に代金を減額されたり、返品を強要されたりということが生じることがあります。

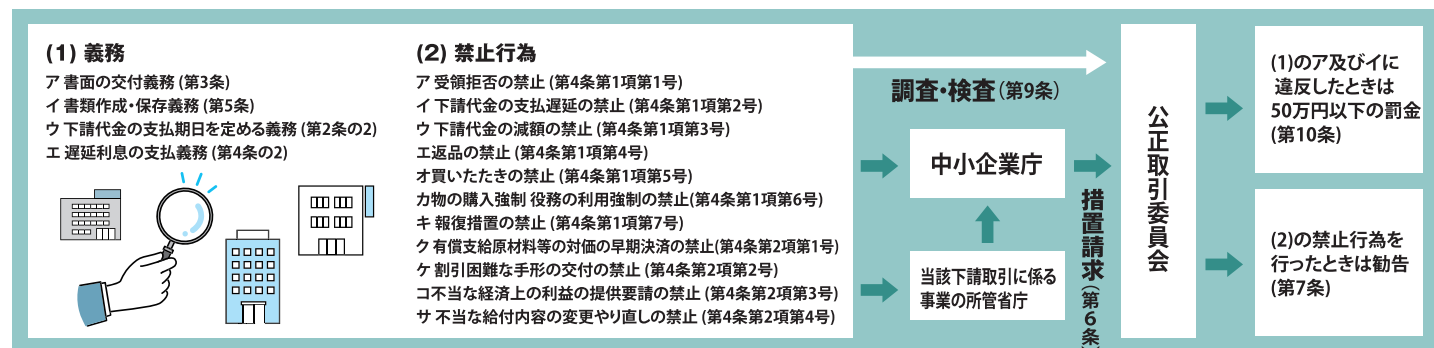
独占禁止法の③搾取でも規制される内容ですが、独占禁止法を補完し、明確に親事業者の義務や禁止行為等を定めているのが下請法です。

親事業者、下請事業者の定義や義務等については、以下の表をご参照下さい（公正取引委員会「知るほどなるほど下請法」より抜粋）。

〔親事業者・下請事業者の定義〕

(1) 物品の製造委託・修理委託 情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)		(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)	
親事業者	下請事業者	親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下 (個人を含む)	資本金5千万円超	資本金5千万以下 (個人を含む)
資本金1千万超3億円超以下	資本金1千万円以下 (個人を含む)	資本金1千万超5千万円以下	資本金1千万円以下 (個人を含む)

〔親事業者の義務・禁止行為〕



【4】 インボイス制度と独占禁止法

(1) 令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

このインボイス制度によって、独占禁止法（搾取・優越的地位の濫用）との関係において、注意喚起がなされていますので、留意点を概説致します。

(2) インボイス制度と値下げの強要等との関係について

インボイス制度をどのように捉えるかは、どの側面からインボイス制度を見るかによって様々あり得ますが、消費税収を確実に確保するための制度という捉え方が出来ると思います。

具体的には、本来、各事業者が納付した消費税の総額（総和）は、最終消費者の負担した税額と一致するというのが消費税の本来の建前です。

しかし、取引過程において免税事業者が存した場合、最終消費者の支払った消費税の額と国に納められる消費税の額は一致しません。

これは例えば、ある消費者との売買において、100万円（税抜）の商品を売却した事業者Aがいるとします。この時、Aは消費者から100万円の消費税を受取ります。一方、Aは、この商品の仕入に関し、免税事業者Bから資材80万円（税別）を購入し、Bに8万円の消費税を支払ったとします。この場合、Aは、課税仕入にかかる8万円の消費税については、消費者から受領した課税売上に関する消費税100万円から控除して、納付することが認められています。

仮に、Bが課税事業者の場合、8万円の消費税を納付することになるため、最終消費者が支払った消費税の総和と一致することになるのです。

しかし、この例をみて分かりますように、総和が一致するのはBが課税事業者であることが前提です。Bが免税事業者の場合、Bは消費税名目ではAから金銭を受領していますが、Bは消費税を納める必要がありません。国庫に入るのは、Aが納めた2万円のみという結果になるのです。

インボイス制度は、税収確保のため、この点を変えようとするものです。具体的には、Aが上記のような消費税の仕入控除を行うためには、Bがインボイスを発行できる課税事業者である場合のみとしたのです。

問題は、ではAには従来と同じように、免税事業者と同じ価格で取引を行った場合に、どのようなデメリットがあるかということですが、インボイス制度が始まった後は、仮にAがBに消費税名目で8万円の支払いを行ったとしても、税務上は、本体価格88万円、消費税0円として扱われます。そのため、仕入額が増加した結果、利益が減り、また控除できる消費税がないために、最終消費者から受領した10万円の消費税を全額納めないといけないという問題が生じるのです。

そこで、Aの立場としては、Bがどのみち免税事業者として消費税を納付しないのであれば、キャッシュの確保のために、仕入価格の消費税相当分については、Bに値下げの要請を行う、あるいはインボイスを発行できない事業者との取引については拒絶するというような対応を検討したくなるのです。



(3) インボイス制度との関係での優越的地位の濫用

この例を見れば分かる通り、関係性等によって搾取・優越的地位の濫用の問題が生じます。具体的には、①BのAに対する取引依存度、②甲の市場での地位、③Bが取引先を変更できる可能性があるか、④その他甲との取引の必要性といった事情を検討して、このような値下げ事例の独禁法違反性が判断されていくことになります。

【5】 最後に

紙幅の関係でより具体的な検討内容を紹介することが出来ませんが、弊所では本稿に関するセミナーを開催予定ですので、関心をお持ちいただけました企業様におかれましては、奮ってご参加のほどお願い致します。

企業向けセミナー

【無料】30名限定1社2名まで

インボイス制度と中小企業が気をつけるべき『独占禁止法・下請法』のポイント

今回は森岡先生にインボイス制度と、制度を理解するために必要な消費税の基礎知識をご説明いただき、インボイス制度実施後に外注先が免税事業者等であるか否かで、会社の利益・キャッシュフローにどのような影響が生じ得るかを解説いただきます。

日時 令和5年11月18日(木)
14時00分から16時00分(受付開始 13時30分～)

場所 大阪国際ビルディング
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-1317階1701号室

講師 税理士 森岡 崇(森岡崇税理士事務所)
弁護士 徳田 聖也(グロース法律事務所)
弁護士 谷川 安徳(グロース法律事務所)



事務所ホームページからもお申し込み案内しております。

